

公正取引委員会「知財取引指針」及び「契約書ひな形」に関する調査レポート

作成者: Manus AI

作成日: 2026年6月25日

1. 概要と公表の背景

2026年（令和8年）6月24日、公正取引委員会、中小企業庁、特許庁の3省庁は連名で、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（以下「知財取引指針」）およびその附属資料である「契約書ひな形」を公表しました¹。

この指針は、大企業などの発注者が、取引上の優越的な地位を利用して、中小企業やスタートアップ、フリーランスといった受注者から、特許などの知的財産権や蓄積されたノウハウ、データを無償または不当に低廉な価格で吸い上げる行為を防止することを目的としています。2025年に企業取引研究会から示された問題提起や、政府の「知的財産推進計画2026」に盛り込まれた方針を踏まえ、イノベーションの促進とサプライチェーン全体での適正な取引環境の整備を目指して策定されました¹²。

2. 知財取引指針の主な内容

本指針の最大の特徴は、特許権などの登録された知的財産権だけでなく、「ノウハウ」や「データ」を含め、全業種を対象とした包括的かつ横断的なルールを提示した点にあります¹³。指針は大きく3つの柱で構成されています。

2.1 情報の管理に関する問題

指針では、取引先に対して事前の承諾や秘密保持契約（NDA）なしにノウハウの開示を要求する行為や、NDAの締結を拒否する行為を問題視しています。

- 工場見学等における過度な情報要求:** 品質確認などを名目とした工場見学において、取引に直接関係のない製造装置の設定条件や加工ノウハウなどの開示を一方的に求める行為は、優越的地位の濫用にあたるおそれがあると明記されました³。
- 片務的なNDAの締結:** 発注者側のみが免責されるような、一方的なNDAの強要も独占禁止法上問題となり得ると指摘されています³。

2.2 知的財産権等の価値の適切な評価

知的財産権やノウハウの提供を受ける際、その価値を適切に評価せず、対価を不当に低く設定する行為が規制の対象となります。

- **無償譲渡や無償ライセンスの強要:** 著作権の無償譲渡や、対価を支払わずに技術指導や試作品製造（PoC）を要求する行為が禁止されます 3。
- **対価の区分と多様な設定:** 取引の目的である「成果物（製造原価等）」の対価と、「知的財産権等」の対価を明確に区分することが求められます。また、一括払いだけでなく、レベニューシェア（売上に応じた分配）など、多様な対価設定方法について十分に協議することが推奨されています 3 4。

2.3 その他の行為類型（出願干渉・リスク転嫁・共同研究開発）

- **出願干渉:** 受注者が独自に開発した技術について、発注者が一方的に特許出願を制限したり、取り下げを求めたりする行為は独禁法違反のおそれがあります 5。
- **知財訴訟等のリスク転嫁:** 第三者の特許権侵害をめぐる訴訟リスクや損害賠償責任を、受注者に帰責事由がないにもかかわらず一方的に負担させる契約条項（非侵害の保証の強要など）が問題視されています 3。
- **共同研究開発等における一方的な帰属:** 費用の一部を負担したのみで、実質的な発明への貢献度を無視して特許を単独帰属させたり、受注者の技術利用を不当に制限したりする「名ばかり共同研究開発」に対する警鐘が鳴らされています 3。

3. 関連施策と制度改正

本指針の公表と連動して、関連する法令や基準の改正も行われています。

施策・基準名	概要
受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正	中小企業庁は同日、振興基準を改正し、知財取引指針に基づく適正な取引を行うこと、型の無償保管要請を行わないこと、適切な価格転嫁に取り組んだ調達担当者が正當に評価される人事評価制度の整備に努めることを規定しました 6。
取適法・フリーランス法の運用基準等の改正案	公正取引委員会は、知財取引指針の内容を踏まえ、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」および「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」の改正案を作成し、意見募集を開始しました 1。

4. 評価・評判・反応

本指針の公表に対して、メディア、専門家、業界団体からは多様な反応が寄せられています。総じて、中小企業やクリエイターの保護に向けた画期的な一歩として高く評価される一方で、実効性の確保に向けた課題も指摘されています。

4.1 メディアの報道と評価

主要メディアは、「中小企業の競争力強化」や「賃上げの原資確保」につながる施策として好意的に報じています。

- **朝日新聞**は、「取引先の特許出願制限は独禁法違反の恐れ」との見出しで、立場の強い発注者が一方的にノウハウ開示を求める行為など約70の事例が詳述された点を強調しています 5。
- **産経新聞**は、知財を企業のイノベーション創出の源泉と捉え、無償や低価格で提供させる行為を防ぐことで、中小企業の競争力強化を後押しする狙いがあると報じました 7。
- 海外の法律専門メディアである**MLex**も、「日本の新しい知財取引ガイダンスが独禁法執行の試金石になる」と報じ、小規模企業やクリエイターが知的財産の無償譲渡に抵抗するための枠組みが提供されたと評価しています 8。

4.2 法律専門家・弁護士の反応

法律事務所や弁護士は、実務への影響が大きいとして、企業に対して契約実務の見直しを促しています。

- **TMI総合法律事務所**のブログでは、本指針が「全業種」を対象とし、「ノウハウ」や「データ」まで保護範囲を拡大した点を最大の特長として挙げています。また、これまでの中小企業庁の「ベストプラクティス（望ましい対応）」から、独占禁止法に基づく「法的なガイドライン」へと格上げされたことで、法的予測可能性が大幅に向上したと評価しています 4。
- 専門家からは、企業法務部門に対し、政府のひな形を盲信して画一的に適用するのではなく、業界の実態に合わせた柔軟な交渉を行うことや、商社などが介在する多重下請け構造における基本契約書の見直しが必要であるとの指摘がなされています 4。

4.3 パブリックコメントにおける意見と政府の対応

指針案に対するパブリックコメント（47件）では、中小企業側からの切実な声と、政府側の慎重な対応が浮き彫りになりました⁹。

- **実効性への懸念:**「契約書のひな形を整備しても、優越的地位にある大企業側に遵守する意思がなければ無力である」として、より厳格な制裁措置や迅速な調査を求める意見が寄せられました。これに対し公取委は、「独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処する」と回答しています⁹。
- **現場ノウハウの評価:**「現場ノウハウこそが知財の母体であり、一括払いで安く買い叩くのではなく、レベニューシェアなど成功を分かち合うインセンティブが不可欠」との意見に対し、政府は指針においてレベニューシェアの具体例を示していると回答しました⁹。
- **生成AIに関する懸念:** 秘密情報がAIの学習データとして利用され、漏洩するリスクへの懸念に対し、政府はNDA締結時にAI学習目的での利用可否を明確に確認することが望ましい旨を指針に明記しています⁹。

5. まとめ

2026年6月に公表された「知財取引指針」は、日本の産業界において長年の課題であった「下請けいじめ」や「ノウハウの無断流用」に独占禁止法のメスを入れる画期的なルールです。特に、保護対象を「データ」や「ノウハウ」にまで広げ、全業種に適用した点は、デジタル化やAI時代に即した現代的なアプローチと言えます。

今後は、この指針がいかに実際のビジネスの現場で遵守されるかが問われます。新たに設置された「知財Gメン」による監視活動や、公取委による厳正な法執行が、本指針の「実効性」を担保する鍵となるでしょう。

参考文献

[1] 公正取引委員会. "(令和8年6月24日)「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」及び「契約書ひな形」の公表について".

[2] 内閣府知的財産戦略本部. "知的財産推進計画2026".

[3] 公正取引委員会. "知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針（概要版）".

[4] TMI総合法律事務所. "[Legal Blog] Commentary on the “Draft Guidelines Concerning Abuse of Superior Bargaining Position for Fair Transactions Involving Intellectual Property, Know-how, and Data”".

[5] 朝日新聞. "取引先の特許出願制限は独禁法違反の恐れ 公取委が知財指針公表".

[6] 経済産業省. "受託中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正しました".

[7] 産経新聞. "知的財産の適切取引指針を公表 無償や低価格で提供させる行為防止、中小企業の競争力強化".

[8] MLex. "Japan's new IP transaction guidance faces antitrust enforcement test".

[9] 公正取引委員会. "意見の概要及びそれに対する考え方".